

○総務省告示第千二百三十九号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二第二項第八号、第五十八条の二の六第一項第八号、第五十八条の二の九の二第一項第八号及び別表第三号30の規定に基づき、総務大臣が告示する一八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局等の無線設備の技術的条件を次のように定める。

なお、平成十五年総務省告示第六百八十四号（一八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局等の無線設備の技術的条件を定める件）は平成十七年十一月三十日限りで廃止する。

平成十七年十月二十一日

総務大臣 麻生 太郎

一 搬送波のスペクトルの空中線電力に対する減衰量

中心周波数から一チャンネルの帯域幅の五〇％以上二五〇％以下離れた周波数において、任意の1MHzの帯域幅当たりの空中線電力に対する減衰量 $\Delta s_B$ は、次の式により求められる値以上であること。

$$A_{s m} = a + b \times (p d - 50) + 10 \log (B W c h) \quad d B c$$

ただし、 $A_{s m}$ は、次に掲げるAの場合には最大59.8+10log(BWch/60) dBcとし、Aの場合には最大56 dBcとする。

p d は離調周波数対 1 チャンネルの帯域幅比 [%]、B W c h は 1 チャンネルの帯域幅 [M H z] とする。

a 及び b は次のとおりとする。

ア 1 チャンネルの帯域幅が 20 M H z 以下の場合

$$p d = 50\% \text{以上} 100\% \text{未満のとき、} a = 11 d B c、b = 0.3$$

$$p d = 100\% \text{以上} 250\% \text{以下のとき、} a = 10 d B c、b = 0.32$$

イ 1 チャンネルの帯域幅が 20 M H z を超える場合

$$a = 11 d B c、b = 0.4$$

二 隣接チャンネルの帯域における空中線電力に対する減衰量

中心周波数から 1 チャンネルの帯域幅離れた周波数及び 1 チャンネルの帯域幅の二倍離れた周波数を中心として  $\pm 0.45 \times 1$  チャンネルの帯域幅の帯域内に放射される空中線入力端における空中線電力に対する減衰量が次により求められる値以上となること。

ア 中心周波数から 1 チャンネルの帯域幅離れた周波数を中心として  $\pm 0.45 \times 1$  チャンネルの帯域幅の帯域内

$$27 + 81 \log (B W c h / 60) d B c$$

B W c h は 1 チャンネルの帯域幅 [M H z] とする。

イ 中心周波数から1チャンネルの帯域幅の二倍離れた周波数を中心として $\pm 0.45 \times 1$ チャンネルの帯域幅の帯域内

43dBc

### 三 占有周波数帯幅の許容値

次の表の左欄に掲げる変調方式を使用した無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、次の計算式により計算した値とする。ただし、500kHz未満の端数が生じた場合は、これを500kHzに繰り上げた値とし、500kHzを超え1MHz未満の端数が生じた場合には、これを1MHzに繰り上げた値とする。

変調方式	計算式
四相位相変調又はこれと同等以上の性能を有するもの	$f_{c1} \times (1 + \alpha)$ $\alpha$ : ロールオフ率 (ロールオフ率0.5以下)
四値周波数偏位変調又はこれと同等以上の性能を有するもの	$f_{c1} \times 1.6$ (変調指数0.4rad) $f_{c1} \times 2.0$ (変調指数0.7rad)
一六値直交振幅変調又はこれと同等以上の性能を有するもの	$f_{c1} \times 1.3$ (ロールオフ率0.5以下)
直交周波数分割多重方式	$f_{c1} \times \text{サブキャリア数} \times 1.1$

$f_{c1}$  : クロック周波数 (MHz)

#### 四 送信空中線

送信空中線の開口径は、一・二メートル以下であること。